

官報

号外 昭和四十四年十二月二日

○第六十二回 参議院會議録追録

日米共同声明と安保・沖繩問題に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十四年十一月二十九日

春日 正一

参議院議長 重宗 雄三殿

日米共同声明と安保・沖繩問題に関する質問主意書

佐藤総理とニクソン大統領との会談で発表された日米共同声明は、安保条約と沖繩問題という日本の主権と安全、アジアの平和にかかわる重大な内容をもっている。しかも、きわめて重要な問題について、日米両国の見解が異なるなど、看過できないものがあるので、その全容をあきらかにするため以下、当面説明することの必要な若干の問題について質問する。

1 「極東の安全問題について
共同声明では、佐藤首相が極東における米国の防衛条約上の義務を「十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要であることを強調し」、「米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささげとなつて」という認識を表明した。そして、「極東の諸国の安全は日本の重大な関心事である」として、沖繩の施政権返還にあつては、「日本を含む極東の諸国の防衛のために米国の負っている国際義務の効果的遂行の妨

げとなるようなものではない」ことを条件とされている。米政府筋は二十一日、「今度の佐藤・ニクソン共同声明全体の文脈からいえば、事前協議はいつも否定的とはいえない」とのべている。

共同声明で佐藤首相が表明している以上のような立場からいえば、米国が事前協議をもちだすのは、当然、極東で負っている国際義務の遂行上の必要を理由としてくることは明白であり、日本政府がそれを拒否すれば、米国の「防衛条約上の義務」を「十分に果たしうる態勢にある」とはいえなくなる。したがつて、事前協議で拒否することは実際上できないのではないかと。

2 佐藤首相はナショナル・プレスクラブでの演説で「事前協議について、日本を含む極東の安全を確保するという見地に立つて同意するか否かを決めることが、わが国の利益に合致する」とのべている。これは、これまでの政府見解と明らかにちがっている。すなわち、一九六〇年五月十二日、当時の岸首相は、「事前協議にあつたつての日本の態度は、日本の平和と安全に直接に、また極めて密接な関係をもつ事態に対しては米軍に基地使用を認めるが、そうでない場合は拒否する考えである」（衆議院安保特別委員会）と答弁し、愛知外相も本年六月十七日「国家の安危に關するもの、そうして、日本国の安危に直接關係するような周辺の事情、こういうことが国

益の基準として、ケース・バイ・ケースに判定されるべきではないか」（参議院外務委員会）とのべている。今回の佐藤首相の発言は、これまでの事前協議における承諾と与える基準についての、政府見解を大幅に拡大し、極東の安全、即ち日本の利益として、米軍の自由行動の道を大きくひらいたものと言わなくてはならないと思うがどうか。また、これは、安保条約第六条の実施に関する交換公文で取決められた事前協議制度の實質的変更であり、したがつてまた日米安保条約の事実上の改定を意味するものではないか。

3 佐藤首相は、本年六月十九日の衆議院内閣委員会「沖繩返還後、事前協議でイエスをいけば沖繩の米軍だけでなく東京も攻撃をうけることになるから、事前協議に対するイエス、ノーはよほど慎重でなければならぬ」と答弁しているが、佐藤首相のナショナル・プレスクラブにおける事前協議に関する見解は、あきらかに「イエス」ということである。これは佐藤首相の先の発言にてらせば、米国が戦争する相手国から日本が攻撃される危険を意味していると思うがどうか。

4 今回の日米首脳会談を前にして続けられていた秘密交渉のなかで、米国側は返還後の沖繩を含めた日本からの米軍の自由発進の保証について、緊急時を想定した百ちかくにもものぼる膨大な具体例をリストにして日本側に提出して検討を進めたと報じられているが、その全容はいかなるものであるか。

5 共同声明で日本が米国の防衛条約上の義務を「十分に果たしうる態勢にあること」を重要であると認め「米国の負っている国際義務の効果的遂行」をうたつたことは、日本が調印していない米国の相互防衛条約の義務の遂行を保障する役割をはたす約束をしたことを意味するものではないか。このような重大な約束をおこなつてくることは、許すことので

きない越権行為であると思うがどうか。
6 共同声明でうたつている「韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要である」、「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」との見解は、沖繩の施政権返還後ももちろん、それ以前、すなわち、現在の日米安保条約の運用にたいする日本政府の態度をも示したものであると考えるがどうか。

7 韓国、台湾、サイゴンのかいらい政権をアメリカの軍事行動に追隨してあくまでも守ろうとする共同声明にうたわれた政府の態度は、朝鮮人民、中国人民、ベトナム人民の民族自決の権利にたいする不当な侵害であり、内政干渉ではないか。

8 共同声明では、日米安保条約の堅持とともに、「両国政府の日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に關し、緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみたこと」を明らかにしている。これは、「日米共同作戦」態勢の質的強化、拡大のために、日米統合司令部などの設置を含む広範な軍事協議の恒常化を意味するものではないか。

もし、愛知外相の説明どおり「これは今までと同様」であるとするならば、今日まで、「日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項」について「緊密な相互の接触」を行なつていた協議機関、その構成、協議の内容について明らかにされた。
9 有田防衛庁長官は、本年十月八日、衆議院内閣委員会で、外国の攻撃にたいして、自衛隊を「公海、公空で排除する体制」にしたいと言明し、他の場所では「公海や公空でこれを排撃できるのは当然であり」今後は陸上も大事だが、海空に力を入れなくてはならないと考へ、そういう方向で四次防を作れと指示した（十一月六日付「朝雲」紙）とのべている。

(1) いったい自衛隊が公海、公空まで出動できるとする根拠は何か。

(2) また、その際の公海、公空の範囲はどこに限度があるのか。

(3) 防衛庁はすでに護衛艦への艦対艦、艦対地ミサイルの装備、原子力潜水艦の保有やフアントムジェット戦闘機に爆撃装置をつける必要について検討しているが、報じられているが、これらは、有田防衛庁長官のいう方向での四次防の方針にそりものかどうか。

(4) また、「国家安全保障会議」を設置する考えはあるか。

(一) 朝鮮問題について
1 共同声明では、「朝鮮半島に依然として緊張状態が存在する」ことに、佐藤首相とニクソン大統領は一致して「注目」している。しかし、この「緊張状態」はビエプロ号事件、E C 121型機事件などで明らかとなり、アメリカの日本を拠点とした侵略的軍事挑発行為と、朝鮮「国連軍」という名の在「韓」米軍と、「韓」軍の挑発策動によつてひきおこされたものにはかならない。にもかかわらず、政府はこの明白な事実をおおいかくし、「北朝鮮の武力統一方針」なるものを宣伝して(総理府発行)日本の安全を守るには、その責任を朝鮮民主主義人民共和国におしつけようとしている。だが、朝鮮民主主義人民共和国は、最近の金日成首相の発言(昨年九月の共和国創建二十周年記念報告、本年九月のフィンランド民主青年同盟代表団の質問にたいする回答)などでも示されているように、一貫して、「自主的、民主的原則にもとづく平和的統一」の方針を明らかにしており、「武力統一方針」などは、一度もつたことがない。いったい政府は「朝鮮半島の緊張」の根源は何であると考えているのか、またその根拠を具

体的に明らかにされたい。

2 佐藤首相は共同声明で、朝鮮における「国際連合の努力を高く評価」している。そして、「韓国の安全は日本自身の安全にそつて緊要である」とのべ、ナショナル・プレスクラブでの演説では、「万一韓国に對し武力攻撃が発生し」米軍が日本国内の基地を使用する際には、「事前協議にたいし、前向きにかつすみやかに態度を決定する方針である」と公言している。また帰国直後の記者会見で佐藤首相は朝鮮での事態を「対岸の火災視できない」との前提から、「国連軍が攻撃された場合には、日本の立場と国際協力の立場から対処する」旨を表明している。つまり、米軍と交らない。「韓国」の「国連軍」とは事実上、米軍と交らない。

(1) このことからして、政府は「韓国」における「国連軍」としての米軍には、他の地域の米軍との間に区別を設け、事前協議における諾否の基準をさらにゆるめ、事実上「イエス」を予約していると考えられるかどうか。安保改定当時、岸首相は「国連軍」の場合には「ある種のゆとりをもつて考えるべきである(一九六〇年五月一二日衆議院安保特別委員会)」と答弁しているが、佐藤内閣の態度はどうか。

(2) さらに「日本の立場」で国連に協力するという場合に、自衛隊の協力をも含めているか。また、「公海、公空で排除する」という有田防衛庁長官の発言があるが、海上自衛隊、航空自衛隊が朝鮮海域、空域に出動することはありえないか。

3 政府はこれまで「韓国」における「国連軍」が軍事行動を起こすには国連における新しい決議が必要であるとしてきたが、国連軍

の「自衛権の行使」としての軍事行動は、国連の決議を待たずに起こすことができるか。

(1) 「国連軍」が「自衛権の行使」として軍事行動を起こした場合、政府は「国連軍」(米軍)の在日米軍基地の戦闘作戦行動での使用を事前協議で認めるか。

(2) 国連の新しい決議にもとづいて「国連軍」が軍事行動を起こした場合、政府はどうか。

(3) また、米韓相互防衛条約第三条(武力攻撃に対する措置)が発動した場合、政府はどうか。

5 佐藤首相は「韓国に武力攻撃が発生し」た場合に、米軍の基地使用を「前向き、かつすみやかに態度を決定する」とのべているが、もし「韓国」軍が休戦ラインをこえて「北進」した場合にも、同様の態度でのぞむかどうか。

6 朝鮮で「国連軍」(米軍)が軍事行動を起こした際、「国連軍」(米軍)による日本の基地の自由使用に制限を加えることは、「米國が負っている国際義務を米國が十分に果たしうる態勢にある」ことにならなくなるのではないか。

(二) 台湾問題について
1 佐藤首相は共同声明で「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」とのべ、ナショナル・プレスクラブでは、「わが国を含む極東の平和と安全を脅かすものとなる」として、事前協議では「日本を含む極東の安全を確保する」という見地に立つて同意するか否かを定める」といふ認識をふまえて対処して行く」とのべている。このことは、米台条約発動の際は米軍の日本からの戦闘作戦行動を認めることを意味するものと考えざる

をえないかどうか。

2 かつて岸首相は、「金門、馬祖のような事態であるならば、日本の平和と安全に直接密接な関係があるとは考えない(一九六〇度四月一日衆議院安保特別委員会)」と答弁したが、今日の共同声明の「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」との文言とは明らかに相違がある。台湾地域に關して事前協議の解釈を拡大したものと考えざるかどうか。

3 米台条約が発動した際、米軍の日本の基地使用に制限を加えることは、「米國が負っている国際義務の効果的遂行」を妨げることにならざるをえないではないか。

(三) ベトナム問題について

1 現在、米軍による南ベトナムのクアンガイ省ソニミ村での大量虐殺事件が全世界に衝撃を与え、アメリカのベトナム侵略戦争の本質があらためてさらけだされている。ところが、佐藤首相は共同声明において、米國のベトナム政策を全面的に支持し、ナショナル・プレスクラブでは「米國が払ってきた犠牲」と「誠実な努力」に敬意を表するとともに、米國の立場に深い理解を抱いた」とのべている。首相は帰国後の記者会見でも「十一月三日のニクソン大統領の演説をはつきり確認してきた」とのべている。

(1) 政府はソニミ村の大屠殺事件におけるアメリカの凶悪な残虐行為をも支持し、敬意を表するの。もし、この残虐行為を認めないならば、ただちに米國政府に抗議すべきだが、その意思があるか。

(2) このよう大量虐殺事件はソニミ村だけにとどまらない。アメリカのベトナム戦争そのものが、ベトナムの全住民を敵

とする非道、邪悪な侵略戦争にほかならない。今回の事件はこのことをだれの目にもはつきりと露呈したが、日本政府はなおかつ残虐行為をかさねるアメリカのベトナム侵略戦争を支持し、協力しつづけるつもりか。

2 (1) B52による無差別爆撃、毒ガス、細菌兵器、ボール爆弾その他の凶悪兵器の使用などは、ソニミ村大量虐殺と同じベトナム人民にたいする非道、凶悪な残虐行為にほかならない。わが国の領土沖繩からB52出撃をただちにやめさせるべきだが、政府はいかなる措置をとったか。

(2) 共同声明では、B52の沖繩からの発進に反対する意思表示すらされていない。沖繩の施政権返還にあつても、「南ベトナム人民が外部からの干渉を受けず、その政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすこととなく」との留保条件がつけられているが、現在、ベトナム爆撃をつづけているB52の沖繩からの発進を日本政府は「米国の努力」として評価しているのか。

3 佐藤首相はナショナル・プレスクラブでの演説で、インドシナ地域における役割として「国際平和維持機構にも、求められれば日本の国情に合致した方法で参加、協力すべきもの」とのべているが、この「国際平和維持機構」とは具体的にいかなる内容のものをしていのか。また「日本の国情に合致した方法」とはどういう方法か。

4 共同声明では日本政府の「アジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向」と、「ベトナム戦後におけるベトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める」ために「相当な寄与を行なう」意図を明らかにしているが、その具体的構想を明らかにされたか。

二、沖繩問題について

1 沖繩は、サンフランシスコ「平和条約」第三条を唯一の根拠にして、アメリカに全面占領されてきた。しかるに、同条項は「領土不拡大の原則」をとりきめたカイロ宣言、ポツダム宣言に完全に違反し、国連憲章にさえ明白に違反したものであり、アメリカの沖繩占領はまったく不法、不当なものである。したがって、日本国民は、沖繩の即時、無条件、全面返還を要求する完全な権利をもっている。

ところが、共同声明では、「極東の諸国の安全は日本の重大な関心事である」との日本政府の認識を表明し、「沖繩にある米軍が重要な役割を果たしている」ことを認めたりえで、「日本を含む極東の安全をそこなうことなく」、また、極東で「米軍が負っている国際義務の効果を遂行の妨げとなるようなものではない」とを条件に、「一九七二年中に沖繩の復帰を達成するよう」「具体的取決め」に關して協議することに合意している。

ここには、一九七二年返還が明記されていないばかりか、この時期までにベトナム戦争が終結しない場合には再協議するとの留保条件がつけられている。しかも、「沖繩の局地防衛の責務」を日本が負うことや、膨大な米軍基地の存続とその「機能を有効に發揮すること」(愛知外相説明)の承認が欠かせない前提とされている。

これは、条件つき返還ではないか。これらの条件、前提が満たされなかつた場合、「七二年の施政権返還」は延期されるのか。

2 共同声明において、沖繩の施政権返還は「日本を含む極東の安全をそこなうことなく」との条件がつけられているが、カイロ宣言、ポツダム宣言にてらせば、沖繩はいかなる条件もつけず、日本に全面返還されてしかるべきものである。不法なサンフランシスコ「平和条約」第三条においてさえ、沖繩返還に「極東

の安全」の条件をつけるなんらの根拠もない。いつたい、共同声明において、「日本を含む極東の安全をそこなうことなく」との条件つきで沖繩の施政権返還の協議をはじめめることに合意した根拠はどこにあるか。

3 共同声明では、「沖繩返還予定時」にベトナム戦争が継続している場合には、「米国の努力に影響を及ぼすことなく」再協議することに合意している。この協議は、沖繩の施政権返還の時期をさらにおくらせるか、それとも復帰後の沖繩からのB52出撃など米軍の基地の自由使用をひきつづき認めるかのどちらかにならざるをえない。

(1) もし、政府のいうように「七二年返還」が確実ならば、この協議で米軍の基地自由使用を認め、日本がアメリカのベトナム侵略戦争の公然たる参加国となることを意味している。また、この際、もし、B52の出撃をはじめ米軍基地の自由使用を拒否すれば、「米国の努力に影響を及ぼすことになり、さらに「米軍が負っている国際義務の効果を遂行」の妨げとならざるをえない。したがって「七二年返還」により、政府は、沖繩の米軍基地からの出撃を認めざるをえないと考えられるがどうか。

(2) もし、施政権返還後の沖繩からのB52など米軍のベトナム出撃を認めることがあるとするならば、それは、日米安保条約の「フィリピン以北」とされている「極東の範囲」を拡大することになると思ふがどうか。

4 米台相互防衛条約の付属交換公文では、「両国の共同努力及び貢献の所産である軍事力は、相互の合意なくして、第六条に掲げる領域の防衛力を実質的に低下させる程度までその領域から移動しないものとする」と明記されている。いうまでもなく、この交換公文にいう「第六条に掲げる領域」には、現在、沖繩が含まれている。したがって、米軍は沖繩の

「防衛力を実質的に低下させる程度まで」移動しない」義務を負っており、ニクソン大統領は共同声明において「中華民国に対する条約上の義務」の順守をうたつてゐる。しかも、佐藤首相は、共同声明で、米軍の極東における「防衛条約上の義務」を「米軍が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要である」ことを強調し、さらに沖繩の施政権返還が「米軍が負っている国際義務の効果を遂行の妨げとなるようなものではない」との見解を表明している。

(1) 以上のことからして、米台条約上の義務について、日本政府は無関係ではありえず、また、沖繩の施政権返還においては、現在の沖繩の米軍基地と米軍の全機能をそのまま維持することが前提条件にされていると考へざるをえないがどうか。

(2) 愛知外相は、沖繩基地の「整理統合をいつているが、現在、沖繩では米軍基地の増強工事があいついで行なわれており、そのなかには、核基地の強化、拡大工事も含まれているといわれている。政府は、これら米軍基地の増強工事をやめさせる意思はないか。

(3) 共同声明では、沖繩の施政権返還にあたり、「日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用される」とされているが、この「諸取決め」とは具体的になにをさすか。そのすべてを列挙されたに「適用される」と思ふがどうか。

(4) さらに、安保条約と関連取決めを現在の沖繩の米軍の「機能をそこなわない」ように「適用」するために、国内法の改訂を考へていると思ふが、防衛二法、警察法その他の改訂を考へているかどうか。また「機密保護法」その他の治安立法の制定はありえないと断言できるかどうか。

5 (1) 共同声明において、佐藤首相は「復帰後には沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負う」意図を明らかにした。これは、愛知外相の説明では「最善のベース」で実現されるとしているが、共同声明によれば、沖縄の施政権返還は「日本を含む極東の安全をそこなうこと」は許されないのであり、「日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めに充てて満たしうることに意見が一致」していることからして、当然、今回の日米交渉において、「沖縄防衛」の構想や日本の「防衛力」増強計画が提示されたものと考えられる。その「沖縄防衛」構想、「防衛力」増強計画、および日米間で協議されている「日米共同防衛」態勢について具体的に明らかにされたい。

(2) また、沖縄の施政権返還に関する「具体的な取決め」には、軍事的内容、すなわちこれら日米間で協議された「沖縄防衛」構想の内容も含まれると考えるがどうか。

6 二十四年間にわたるアメリカの沖縄占領は、沖縄県民の生命、財産に重大な危害を加えた。沖縄返還にあつて、政府はなによりも沖縄県民の意思を尊重し、利益を擁護しなければならぬ。しかるに、共同声明では、沖縄県民の即時、無条件、全面復帰の声を無視しただけでなく、施政権返還の準備作業は、「日米協議委員会」に責任をおわせ、それへの「報告及び勧告」を行なう「日米準備委員会」に琉球政府「主席」を顧問として加えているにすぎない。

(1) これは、沖縄問題のなによりも当事者である沖縄県民の意思が、復帰にともなう諸措置の決定過程からあらかじめ排除されていることを示すものではないか。
(2) また、沖縄の施政権返還にともなう「財

政及び経済上の問題」においては「米国内の利益」についての「明記」し、完全に弁償すべき沖縄県民の損害については、なんらふれられていない。政府はこれまでに沖縄県民が被つた損害の補償についていかなる措置を考えているか。

(3) 沖縄の施政権返還の「取決め」を締結する際、アメリカにたいする正当な請求権を放棄した「小笠原返還協定」のような、卑屈な対米従属の態度は許されない。当然、アメリカに損害補償を請求すべきだが、どうか。

(4) また、沖縄における米国资産の「買い取り」は認めるべきでないと考えるが、どうか。沖縄米軍基地の建設費はじめ、極東侵略のための投資、不当な占領下で沖縄県民が搾取された結果の米国资産などを、日本国民が「買い取る」ことは、二重、三重の米國への従属的行為ではないか。

三 核問題について

1 政府は、共同声明によつて、「本土の非核三原則がそのまま沖縄に適用される」「沖縄の核ゆき返還が明らかにされた」「有事核持ち込みはありえない」とのべている。

しかるに、共同声明第八項では、総理大臣が「日本政府の政策」を説明し、大統領がこれに「理解を示した」というにすぎず、沖縄からの核兵器撤去も、非核三原則も明記されてはいない。佐藤首相もまた、「あるともないともいわないのが核だ」と「核かくし」の態度をくりかえし明らかにし、沖縄における核兵器存続の道をのこしている。

さらに、「日本政府の政策に背馳しない」という大統領の「確約」にしても、「日米安保条約の事前協議制度に関する米國政府の立場を害することなく」との条件がつけられている。このことは、米國務省筋が「これは緊急時に米國が再び核を持ち込み得ることを意味するものだ」と説明し、米政府筋も「緊急事態発

生のさい、事前協議で日本側がいつも否定的な態度をとるとは限らない」と発言していることから明らかとなり、日本政府が「有事核持ち込み」を容認したことを示しているといわざるをえない。

いつたい、沖縄からの核兵器撤去、施政権返還後の核兵器持ちこみ禁止に対する保障はどこにあるか。

2 佐藤首相は、ニクソン大統領に説明した「日本政府の政策」が「非核三原則」であるかのようになり、これまで政府が国会を通じて、明らかにしてきた「核政策」とは、けつして「非核三原則」だけが単独で打ちだされたものではない。

すなわち、昨年一月、佐藤首相が表明した「核政策の四本柱」では、とりわけ「日米安保条約に基づくアメリカの核抑止力に依存すること」が優先されており、「非核決議」をすることは、「安全保障条約の中身について拘束を加えること」になる。「アメリカの行動を制限すること」になる。「昨年三月二日衆議院予算委員会、松本善明衆議院議員に対する佐藤首相答弁」とまで、公言し、共産、社会、公明三党が共同提案した「日本の非核武装と核兵器禁止に関する決議案」に反対している。また、本年一月には「沖縄を含めて、米國の核抑止力があつたから非核三原則をうち出せ」との見解を積極的に明らかにした。

(1) いつたい佐藤首相は、ニクソン大統領との会談で、「アメリカの核抑止力に依存すること」の政策は放棄し、「非核三原則」だけを「詳細に説明した」のかどうか。

(2) また、もし、政府が「非核三原則」をきびしく守る立場であるなら、いつさいの核武装と核兵器および核運搬手段のいつさいの使用、実験、製造、貯蔵と、外国からのあらゆる形のもちこみを禁止する「核兵器禁

3 止法」を制定すべきであるがどうか。

共同声明にいう「日米安保条約の事前協議制度に関する米國政府の立場を害することなく」とは、愛知外相の説明によれば、核兵器の日本への導入は「事前協議の対象となるべき性質の問題であること」を確認したものであるとし、その際、日本政府は「非核三原則」により「これを断わる」との方針をのべているが、それが明らかになつていないなら、米政府筋が、この項に関連して「佐藤首相も愛知外相も事前協議はイエスもノーもありうる」とし「ばしばいつている」と言明するはずもない。

ここでは明らかに、核兵器の持ちこみについては事前協議ですべて拒否するとのこれまでの政府の方針をくつがえし、承諾することもありうることを認めたとか考えられぬ。

(1) もし、そうでないなら、なぜ共同声明に核兵器の日本導入を拒否すると明記できなかったのか。

(2) また、米政府筋が公言していることが、共同声明の内容に相違しているというのであれば、なぜ米國政府に公式に抗議し、その発言を取り消させないのか。

4 現在、沖縄に存在する核兵器のうち、旧式になつたメーサーBを近く撤去し、これによつて政府は「沖縄に核がなくなつた」と宣言しようとしている。しかし、「あるともないともいわないのが核だ」と佐藤首相自身は言明している。「絶対に核がなくなつた」ということを、政府は具体的に何によつて証明できるのか。また「返還時に核がなくなる」ということを、政府はいかなる方法で確認できるのか。

(2) また、「施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用される」とされているが、今日本土に適用されている「諸取決め」にお

いても、政府は「現在公表していない基地はない」としながら、「軍事的性格により、一部公表しないこともありうる」と予想していることは事実である(岩間正男参議院議員の質問主意書にたいする本年一月十六日の政府答弁書)と答弁している。

したがって、「諸取決め」上は、沖繩の施政権返還時に、公表されない米軍基地もあり得ると解されるが、政府は沖繩の施政権返還時に米軍に提供するすべての基地を公表すると公約できるか。

(3) さらに、事前協議は、すべて国民の前に明らかにすることが、国民に責任を負う政府の取るべき態度である。しかるに、一九六〇年の安保改定当時、政府は「差し支えない範囲内で国会に明らかにしようと考えている」「原則として明らかにする」「岸首相」とあいまいな態度を示している。

政府が核兵器の持ち込みをいつさい認めないとの立場をつらぬくならば、米側から事前協議の申し出があつた際、核兵器持ち込みの場合であろうとも、そのつどすべてを公表すべきであり、また、できるはずだが、佐藤内閣にすべて事前協議を公表する意思があるか。公表できない場合があるとするれば、それはいかなる理由の場合であるか。

佐藤首相は、核の所在を知つてもこれを国民に知らせる必要はないと考へる。

(4) 核については、米原子力法で「原子兵器の設計、製造または利用」を「機密資料」の第一にあげ、「原子兵器の軍事利用に重要な関係があると決定した機密資料」の最終決定権は大統領にあり、外国にたいする通報権も大統領にあるときめてゐる。従つてニクソン大統領が核の所在を明らかにしない限り、日本は核の有無について知ることはできないのではないか。

右質問する。

昭和四十四年十二月二十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員春日正一君提出日米共同声明と安保・沖繩問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員春日正一君提出日米共同声明と安保・沖繩問題に関する質問に対する答弁書

1 わが国の安全の維持は、極東の平和と安全なくしては十全を期しえないものであり、したがつてわが国としては、極東諸国の安全に重大な関心を持たざるを得ない。これは現行安保条約締結以来政府が有してきた基本的認識である。御指摘の共同声明の表現は、いずれもわが国の安全との関連においての極東情勢の一般的認識あるいは沖繩の本土なみ返還と日本を含む極東諸国の防衛のために米國が負つてゐる国際義務の效果的遂行との全般的関係についてのわが方の見解を示したにとどまり、沖繩返還の条件とか個々の具体的な事前協議の際におけるわが方の判断基準を述べたものではない。したがつて、かかる認識や見解のゆえに事前協議に際してのわが方の自主的判断が妨げられることはない。

2 極東の安全なくしてはわが国の安全を十分に確保しえないことは政府の従来からの一貫した認識である。「事前協議について日本を含む極東の安全を確保するという見地に立つて同意するか否かをきめる」ということは、かかる認識の下に、極東の安全に關係する事態を常にわが国自身の安全との関連において判断し、わが国の安全に直接、またきわめて密接な關係を有するかどうかを基準にして事前協議に対処するという趣旨であり、これは、

御指摘の現行安保条約締結時における岸総理の答弁あるいは本年六月の愛知外務大臣の答弁の趣旨とならば矛盾するものではない。

3 御指摘の総理大臣の答弁中において東京への攻撃云々と述べたのは、全くの理論上の可能性の問題として触れたものに過ぎず、右答弁の趣旨は、戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用につき事前協議において米國政府に対して許諾を与えるか否かは、日本の国益を守るといふ立場から慎重に行なわねばならず、当該施設・区域が本土にありうと返還後の沖繩にありうと、その間において右の立場に相違があらうはずはないことを述べんとしたものであり、この点についての政府の見解には、従来から何の変りもない。

4 御指摘のような事実はない。

5 共同声明第三項において、総理大臣が、極東における防衛条約上の義務を「米國が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要であることを強調した」のは、極東情勢に関する一般的な意見交換の過程において極東における米國の效果的な抑止力の維持の必要性という見地から、侵略を未然に防止するためには、米國が日米安保条約を含む既存の条約上の約束は必ず守るとの決意を必要とすべきに望ましいとの考え方を示したものである。また、共同声明第七項において、「沖繩の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負つてゐる国

際義務の效果的遂行の妨げとなるようなものではない」との総理大臣の見解が述べられてゐるのは具体的な事前協議にあつたつてのわが方の判断基準を示したものでなく、わが国の安全との関連において極東諸国の安全に重大な関心を有するとの日本政府の一般的認識がある以上、安保条約及びその関連取決めを變更なしに適用するといふ形で沖繩を返還しても、それは、前述の米國の国際義務の效果的遂行と相互に矛盾するはずのものではないとのわが方の基本的見解を述べたものである。

6 韓国や台湾地域の安全は、わが国の安全にとつて重大な関心事であり、万一これが直接害されるような事態が発生すれば、わが国の安全にとつて由々しいことである。この点は佐藤総理大臣の所信表明においても説明したとおりであるが、これは現行安保条約締結以来政府が有してきた基本的認識である。

7 共同声明の關係部分の趣旨は、わが国の安全との関連における韓国及び台湾地域の安全に対するわが国の認識及び南ヴェトナム人民の民族自決についてのわが国の立場を表明したものであり、御指摘の諸地域における民族自決の権利に対する侵害であるということはなく、内政干渉とするのはあたらない。

8 共同声明に述べられてゐるところは、いずれも従来から通常の外交経路や安全保障協議委員会等の場を通じてすでに実行されてゐる性質のものであつて、これを今回総理と大統領の間においてあらためて確認したものにすぎない。

通常的外交経路の接触は当然のこととして、日米間ではこれまで、総理訪米時におけ

る米國政府首脳との会談をはじめとする、政府要人の会談において安全保障問題につき不
断に意見交換が行なわれているが主たる協
議の場を挙げれば次のとおりである。

安全保障協議委員会

構成 日本側 外務大臣及び防衛庁長官
米側 駐日米大使及び太平洋洋軍
司令官

この協議委員会は、時宜により、日米安
保条約第四条の協議及び同条約第六条の規
定に基づく交換公文所定の事前協議を行な
う協議機関として設置されたものである
が、さらに日米両政府間の理解を促進する
ことに役立ち、及び安全保障の分野におけ
る両国間の協力関係の強化に貢献するよう
な問題で安全保障問題の基盤をなし、かつ、
これに関連するものを検討することもでき
ることとなっている、この協議委員会は、
これまでに十回開催されている(但し、事
前協議はこれまで行なわれていない)。

安全保障に関する事務レベル非公式会談
日米相互に関心のある安全保障問題につ
いて、事務レベル要人の往來の機会等をと
らえ、これまで数度非公式な意見交換を行
なつてきたが、常設的機構ではない。

9 (1) 自衛隊法上、自衛隊は、侵略に対して、
わが国を防衛することを任務としており、
わが国に対し外部からの武力攻撃がある場
合には、わが国の防衛に必要な限度におい
て、わが国の領土・領海・領空においてば
かりでなく、周辺の公海・公空においてこ
れに対処することがあつても、このことは、
自衛権の限度をこえるものではなく、憲法
の禁止するところとは考えられない。
(2) 自衛隊が外部からの武力攻撃に対処する
ため行動することが出来る公海・公空の範
囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずる
ものであり、一概にはいえないが、自衛権

の行使に必要な限度内での公海・公空に及
ぶことができるものと解している。

(3) 艦載ミサイルについては、軍事技術の進
歩に伴つて従来の艦載砲がミサイル化され
る傾向にある。四次防に建造する護衛艦に
ついては、この傾向をも勘案しつつ、いか
なる装備をすべきか、今後検討することに
なる。

原子力潜水艦については、船舶の推進力
として原子力利用が一般化していない現状
において、これを保有する考えはない。

また、F-4EJの爆撃専用装置につい
ては、同機は要撃に主用するものであり、
これを装備することは考えていない。

(4) 現在、「国防に関する重要事項」を審議す
る機関として、内閣に、国防会議が置かれ
ており、政府としては、これ以外に国の安
全保障に関する特別の機関を設ける考えは
ない。

(一) 1 北朝鮮の基本政策及び現実の行動の両面
よりして、朝鮮半島における緊張状態は依
然として存続していると考えざるを得ない
次第である。

2 (1) 引用の共同声明第四項の表現は、現在
の極東情勢の下において、わが国の安全
との関連で韓国の安全を一般的にどのよ
うに認識しているかを明らかにしたもので
あり、事前協議の問題とは直接の関係
がない。また、ナショナル・プレス・ク
ラブにおける演説等の中で総理大臣の
発言は、いずれも、米國政府との関係に
おいて直接・間接に事前協議における許
諾を予約したというような性質のもので
はなく、事前協議に際しての対処振りに
関する日本政府自身の考え方を述べたも
のである。したがつて、この結果、米國
政府との関係で、具体的事案にあつて
のわが国の自主的な諾否の決定が妨げら

れるというようないことはありえない。

なお、國連軍としての行動に対しては、
日本の平和と安全との関係と國連協力の
立場との双方を勘案するとの従来の答弁
は、現在においても政府の考え方を正し
く反映したものである。

(2) 國連協力という名目で、自衛権の限界
をこえることとなるいわゆる「海外派兵」
を行なうことはない。

3 國連軍の軍事行動に関する政府の従来の
答弁は、侵略の再発という新たな事態に対
処するために國連が改めて集団的措置をと
るまでの間、國連軍として当然とることあ
るべき防衛的行動までも排除されているこ
とを意味したのではない。

4 (1)(2)(3)及び5

政府としては、韓国に対する武力攻撃、
すなわち、組織的・計画的な武力の行使が
行なわれるという事態となれば、戦闘作戦
行動の発進基地としての施設・区域の使用
についての事前協議に対しては、前向きに
態度を決定するとの方針であるが、右以外
の種々の武力紛争をわが国の安全との関連
でどのように評価し、事前協議に際しどの
ように対処すべきかについては一概に予断
しえず、個々の具体的事案に即して判断す
るよりないと考える。

6 前記(一)5に述べたとおり、引用の共同
声明の表現は、個々の事前協議にあつて
のわが方の判断基準とは直接関係がない。

(二) 1 引用の共同声明第四項の表現は、現在の
極東情勢の下において、わが国の安全との
関連で台湾地域の安全を一般的にどのよう
に認識しているかを明らかにしたものであ
り、事前協議の問題とは直接関係がない。
また、ナショナル・プレス・クラブにお
ける総理大臣演説の御指摘の「認識」とは、
「事前協議について、日本を含む極東の安

全を確保するという見地に立つて同意する
か否かを定める」とのくだりを受けたもの
ではなく、直前の、米華条約上の「義務が
発動されなくてはならない事態が不幸にし
て生ずるとすれば、そのような事態は、わ
が国を含む極東の平和と安全を脅かすもの
になると考えられます。」との文章を受けた
ものであり、これは、かかる場合に事前協
議において施設・区域の使用を直ちに許諾
するという意味ではないが、万一かかる事
態が現実の問題となつた場合には、わが国
を含む極東全域の平和と安全に及ぼす深刻
な影響を十二分に認識して対処すべきもの
であることを述べたものである。

2 共同声明にいう「台湾地域」とは、米華条
約に基づき米國が防衛義務を負つている台
湾及び澎湖諸島を指し、金門・馬祖は含ま
れていない。

3 一5において述べたとおり、引用の共同
声明の表現は、沖繩の返還と米國の極東に
おける防衛条約上の義務の効果の遂行との
一般的関係についてのわが方の考え方を述
べたものであり、個々の具体的事前協議に
ついて述べたものではない。

(三) 1 (1)(2) わが国は、南ヴィエトナム人民が民
族自決の原則によりその将来を決定しうる
ような環境を作るといふ米國のヴィエトナ
ム政策を支持し、そのために米國が払つて
きた犠牲性と努力に敬意を表するものである
ところ、ソンミ村事件については、米國陸軍
当局が現在調査を進め、事件関係者の軍法
会議を開くこととなつており、その司法的
結論が出される前にわが国としての立場を
表明することは適当でないと考えられる。

2 (1)(2) 政府は、B-52の問題については沖
繩住民の不安を除くよう米側に配慮方つと
に申し入れてきており、この点についての
政府の方針には今後も変りがない。

御指摘の共同声明中の「米国の努力」とは、ヴェトナム問題解決のため米国が払っている全体としての努力を述べたものであり、そのための個々の具体的手段の是非を論じたものではない。

3 現在ヴェトナム及びカンボディアにおいては、一九五四年のジュネーブ協定、またラオスにおいては一九六二年ジュネーブ協定に基づき各々休戦監視機構が設けられている。インドシナ地域に将来どのような平和維持機構が設けられるか、たとえば現行の国際休戦監視機構が強化されるかあるいは全く新しい国際機構が設立されるか、将来の平和維持機構の任務、権限、規模等は関係当事国により決定されるものである。わが国としては従来よりインドシナの平和と安全を強く希望する立場から、求められればわが国内法制上の許す範囲内にかかる機構に参加する用意があることを明らかにしてきたのである。

4 わが国は開発途上国なかんずくアジアの開発援助の課題に積極的に取り組む方針であり、既にいくたびもこの方針を内外に明らかにしている。具体的には、わが国の経済力の許す限り援助量の増大と条件の緩和を促進し、あわせて援助の効率化を図る考えである。二国間援助については、アジア諸国の実情を勘案しつつ、案件ごとに民間ベイスの協力を含め適切な協力を図ることにとし、多数国間援助については、アジア開発銀行、特に同銀行の特別基金の充実強化を図つて行く方針である。他方、東南アジア開発閣僚会議、メコン開発計画等アジアにおける地域協力の育成強化を進めて行きたい。

ヴェトナム戦後のヴェトナムをはじめ戦争による被害を蒙つた近隣諸国への援助は、難民救済や戦災復興のための応急的

な復旧援助及びその後に来るべき経済復興、開発援助が考えられるが、これらの援助については、有償、無償の援助を適宜組合わせ、また、アジア開発、世銀グループ等国際機関の資金も活用しつつ、援助の実効をあげてまいりたい。

いづれにしても、わが国はヴェトナム戦後援助について、わが国の国際的地位にふさわしい協力を行なう考えであるが、援助額がどの程度になるかは、ヴェトナム及びその周辺諸国の援助必要額や他の援助諸国の援助意向等を勘案しつつ決定されるべきものであり、現在のところいまだ決める段階ではない。

二一、二 御指摘の共同声明の表現は、現在の極東情勢の下におけるわが国を含む極東の安全保障についてのわが国の基本的見解、沖縄における米軍の存在の一般的意義に対するわが方の評価、沖縄返還と米国の域内における防衛条約上の義務の履行との一般的関係、返還後の沖縄の防衛についてわが国が当然負うべき責務の遂行の意図等を述べたものに過ぎず、いずれも沖縄返還のための条件というふうなものではない。

3 (1) 政府としては、沖縄の返還予定時までヴェトナム戦争が現在のような形で続いているということ、だれにとつても望ましくないことであるのみならず、実際問題としてまず起らないものと考ええる。しかしながら、現在パリ会談を通じて北越側と和平交渉を行なっている米国としては、特定の時点までに必ず戦争を終結させることを一方的にコミットしうる立場にないことも当然であり、さればこそ、現在の時点で、一九七二年になつても依然としてヴェトナムにおける平和が実現しないという事態を可能性の問題として全く排除したり、また、排除したと解されようような立場を

公に表明することはできないわけである。したがつて、共同声明においては、万一そのような事態が起つた際には、その時点での諸般の情勢を考慮しながら日米双方が十分協議をして対処しようということになつた次第である。その場合には、そのときの和平の見通し、ヴェトナムにおける軍事情勢等を慎重に検討して判断することとなる。

(2) 施政権返還後の沖縄からのB-52の出撃という事態はないと確信している。なお、定保条約における極東は、日米両国が平和及び安全の維持に共通の関心をとくに有する区域として捉えられており、沖縄の施政権返還により、わが国が前記のごとき意味において関心を持つ区域が自動的に広がるということはない。政府としては、極東の範囲に関する従来からの統一見解を変更するつもりはない。

もつとも、一般的にいえば、安保条約に基づき米軍がわが国の施設・区域を使用して行動する範囲が必ずしも条約にいう極東に局限されるわけではないことも、従来から政府の統一見解として明らかにされているところである。

4 (1) 御指摘の米華条約の付属交換公文の趣旨は、「兩國の共同の努力及び貢献の所産である軍事力」との表現に明らかとなり、台湾及び澎湖諸島からの軍事力の移動についての合意であり、沖縄にある米国の軍事力につき同国が中華民国に対しなんらかの法的義務を負つたものと解されない。いづれにせよ、共同声明の表現は、沖縄における米軍の具体的な配備振りや個々の基地の機能を論じたものではなく、従つて、「沖縄の米軍基地に米軍の全機能をそのまゝ維持することが前提条件にされている」というようなことはない。

(2) 沖縄における米軍の存在が、施設権返還後も引き続きわが国及びわが国を含む極東の安全に重要な役割を果すと考えられることを念頭に置きつつ日米安保条約及び地位協定適用準備のための日米間協議及び施政権返還後の日米協議を通じて実質的に妥当かつ可能な範囲で現存基地(増強工事があればそれを含む)の整理統合を行なう所存である。

(3) 安保条約に関連する諸取決めとは安保条約とともに国会の承認を得ている条約第六条の実施に関する交換公文、すなわち事前協議の取決め、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定を指す。従つて、地位協定が沖縄返還後も変更なし適に用いられることは言をまたない。

(4) 御説のような趣旨での国内法改正その他の立法措置は考えていない。

5 (1) 返還後わが国の施政権の下にもどる沖縄をわが国が自ら防衛するのは当然のことである。共同声明の中で、総理が「返還後の沖縄の局地防衛の責務を……徐々に負う」との日本政府の意図を明らかにしたのは、かかる政府の意図を明らかにしたものである。愛知外務大臣が「政府は最善のペースで徐々にこれを実現して行く」と説明したことも、このことを一般的に述べたものであつて、今回の首脳会談において、米側に「対し「沖縄防衛構想」「防衛力増強計画」又は「日米共同防衛態勢」を具体的に示した事実はない。

(2) 沖縄の施政権返還に関する具体的取決めの中に御指摘のごとき沖縄防衛構想の内容は含まれない。

6 (1) 沖縄の本土復帰のための準備は、全体として日本の内政問題の色彩の強いものであるが、これらの復帰準備が行なわれる間、

沖繩は依然として米国の施政権下にあるのであり従つて復帰準備のための諸施策も完全にながの内に内政問題とはい切れず、その実施にあつても、施政権者たる米国の同意を得てこれを行なうことが必要である。

佐藤・ニクソン共同声明の第十項において沖繩における復帰準備につき、日米両政府が協議し、協力することを述べ、そのための機構の整備を定めているのもこの故である。

なお、共同声明第十項は、復帰準備についての日米両国の政府レベルの協力のあり方についての原則を述べたものである。

実際問題として復帰準備については日本政府が琉球政府と連絡を密にし、またその要望を日本政府の復帰施策に出来るだけ反映せしめるよう配慮して行くのは当然である。

両国の政府レベルの協議機関としての準備委員会に琉球政府の行政主席が顧問として参加することを予定しているのは、沖繩における復帰準備についての日米両政府間の協議に出来るだけ沖繩住民の意向を反映せしめんとする配慮に出たものである。

(2) 沖繩においては、米国の施政権の下においても各種の損害補償のための措置がとられてきている趣であるので、政府としては沖繩県民がこれまで被つた損害がどの様なものであつたのか、これについてどの様な補償がなされているのかといつた実態を調査した上で、検討していく所存である。

(3) 沖繩の場合に多くの人口が長期間にわたる米国の施政権下におかれて法律関係も複雑多岐にわたつてゐる実情にあることは事実であり、政府としては、かかる事実を十分念頭において公正妥当な解決に努める所存である。

(4) 沖繩における米国资産の処理については、米側の主張が明らかでない現在、わが国としての考え方を述べるのは適当ではないと思われるが、基本的には米側の主張を訊し、わが国の主張を理解させたいので公正かつ衡平の原則により筋のとつた処理をいたしたい。

総理は、核兵器に対する日本国民の感情を背景とする政府の政策、すなわち非核三原則について詳しく説明し、これに対し、大統領が、「深い理解を示し、…沖繩の返還を右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を確約した」のであるから、米国としては、沖繩に核兵器が置かれていたとすれば返還前にこれをすべて撤去することになるわけで、前記の大統領の言明は、米国政府の最高責任者たる大統領の「確約」であるからには、これ以上の明確な保証はないと考へる。

「米国政府としては、事前協議制度に關するその立場を害することなく」というのは、返還後の沖繩への核兵器の導入は安保条約に基づき事前協議の対象となるべき性質の問題であることを、米国政府の立場として念のため確認したものである。これは、現在の日本本土の場合と異ならない。

返還後の沖繩に対しても非核三原則を本土と異なることなく適用するというのが政府の方針である。

(1) 政府の非核三原則についての考え方はすでに国会等において十分説明されているとおりである。そのような考え方に立つて総理は非核三原則を説明したのである。

(2) 原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発は、平和の目的に限る」旨規定しており、核兵器の実験、製造などはできないことになつてゐる。

核兵器の持ち込みにについては、政府はこれを認めない原則を貫く考へであり、御説

のようない「核兵器禁止法」を制定する必要を認めない。

(2) 施政権返還後の沖繩に対しては、安保条約及びその関連取決めが、本土と異なることなくそのまま適用されることとなるので、核兵器の持込みの問題も現在の本土と全く同様に扱われることとなる。

御指摘の米政府筋の言明として伝えられたところは、事前協議に關し「イエス」も「ノー」もありうるという事前協議制度の本質について述べたものと思われ、然りとすればこの言明が共同声明の内容に相違していることはない。

返還後の沖繩に対しても、非核三原則を本土と異なることなく適用するというのが政府の方針であることは、既述のとおりである。

(1) 三、一の答において詳しく述べたとおり、大統領自らが沖繩の返還をわが国の非核三原則に背馳しないよう実施する旨確約したのであり、また事前協議制度が適用になる沖繩にひそかに核兵器を存置しておくが如きことは、事前協議制度を含む安保条約の趣旨に明白に反する行為であるので、米国がこのような重大な不信行為をおかすことはありえない。

(2) 政府は現在本土において米軍に提供している施設及び区域についてはすべて公表しているが、施政権返還後沖繩において米軍が引き続き使用する施設及び区域についても同様に措置する考へである。

(3) 条約第六条の実施に關する交換公文に基づき事前協議は政府の責任においてなすべきことであり、逐一その微細な内容を公表するといふ性質のものではないが、国会に報告するなどの方法によつて差しつかえない範囲内において公表することとしたことを考へている。

(4) 特定地域における核兵器の存否が米國にとつて重要な軍事上の機密事項であり、容易にこれを外部に示しえないことは、想像しうるところであるが、他方、米國政府の責任者の決定に基づき正当な権限を有する官憲が同政府を代表してわが國政府に対し、沖繩からの核兵器の撤去ないし沖繩における核兵器の不存在を確認することを禁ずるような法律上の制約が存在するとは承知していない。

なお、米原子力法についていえば、同法に定める秘密資料の外國政府への通報の禁止又は制限の規定は、技術情報(核兵器に關しては、その設計、製造、利用方法)に適用されるものと解され、本件のごとく、特定の地域における核兵器の配備の有無に關する情報にまで適用があるとは解しえない。

〔第三号参照〕 審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

文教委員長 久保 勘一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、著作権の保護期間を大幅に延長する等の抜本改正をはかる新著作権法案が未だ成立をみない事情の中で、過去三回にわたつて行なわれた著作権の保護期間の暫定延長により保護されてきた著作物が今後保護されなくなるおそれがあるので、保護期間を更に暫定的に一年延長しようとするものであり、妥當な措置と

認めた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日
文教委員長 久保 勘一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額の改定、旧法期間(昭和三十六年十二月三十一日以前の期間)に係る給付額の改善、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の引上げ等の措置を行なうとするものであり、妥当な措置と認められた。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約六百六十万円が計上されている。

附帯決議

政府は、私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の特殊事情にかんがみ、次の事項について検討し、すみやかにその実現をはかるべきである。
一、長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十に引上げること。
二、物価変動に対応する年金スライド制の実施をはかるべきであるが、当面の措置としての既裁

昭和四十四年十二月二日 参議院会議録追録 審査報告書(第三号参照)

定年金の引上げについては、国立諸学校の教職員の年金引上げと同時に進行すること。
三、短期給付において附加給付を実施することにも、私学の特殊性及び短期経理の赤字状況にかんがみ、国の補助を行なうこと。
四、全国的に散在する私立学校及び組合員の便宜のために地方事務組織を整備するとともに、これに要する費用についても国の補助を行なうこと。
五、以上の改善措置を行なう中で、未加入校の全校加入を促進するとともに、あらたに、私学振興関係諸団体の職員の加入を図ること。
右決議する。

審査報告書

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日
農林水産委員長 任田 新治
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付の内容を改善するため、既裁定年金については、旧法組合員期間に係る標準給与を期間区分に応じて所定の倍率を乗じて引き上げ、またこれを基礎として算出された旧法の平均標準給与の額を政令で定める率を乗じて引き上げ、これによつて年金額を改定するとともに、さらにその最低保障額を退職年金および障害年金については九万六千円に、遺族年金(組合員期間二十年未満のものを除く)については四万八千円にそれぞれ引き上げるものとする。また新規裁定の年金および一時金については、更新組合員に係る旧法の平均標準給与の額を、政令で定

める率を乗じて引き上げ、その給付額を算定するとともに、標準給与の等級及び月額を改める等の改正を行なうものであり、このほか衆議院において対象団体の範囲を拡大する規定を加える修正が行なわれており、妥当な措置と認めらる。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和四十四年度一般会計予算に計上されている九億一千四百四十三万円のうちから充当される。

附帯決議

農林漁業団体職員共済組合の給付内容の改善を図り、組合員の身分保障を促進し、これら団体の活動と機能の向上に資するため、政府は左記事項を検討し、すみやかにその実現を期すべきである。
記

一、給付に要する費用に対し、国庫補助率を百分の二十に引き上げ、さらに整理資源に対する国の補助を増強することにより、年金財政を保証する等の措置をすみやかに配慮すること。
二、既裁定年金の最低保障額については、新規裁定年金の水準を適用するよう改善し、とくに今回据置かれた二十年未満の遺族年金の最低保障額を引き上げるよう措置すること。
三、旧法の平均標準給与の最高限度額については、新法と同様の取扱いを行なうよう改善すること。
四、年金スライド原則の発動基準等について、最近の物価の変動等に対処し、早急に検討を進め、その具体化を図ること。
五、公益法人に対する本法の適用については、農林漁業団体および共済組合の事業の健全な運営が図られるようその法人の性格、構成等を考慮し、適正な基準を設け、制度の整備改善を期すること。

六、共済組合の余裕金運用等については、高率運用が要請される実情にかんがみ、安全かつ効率的に運用範囲を拡大し、その自主的運用が図られるよう配慮すること。
右決議する。

審査報告書

真珠養殖等調整暫定措置法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日
農林水産委員長 任田 新治
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における真珠および真珠貝の需給の不均衡、主要漁場における養殖いかだの敷設の過密化による品質の低下を防止するため、当分の間、真珠養殖業および真珠母貝養殖業を営む者が、適切にその事業活動を調整することができるようとする等、経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあつて、関連する諸制度の適切な運用ならびに海外における宣伝活動等に遺憾なきを期するとともに、特に左記事項の実現に努めるべきである。
記

一、一定規模以下の真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者に対する本制度による諸制限は、これ等経営体の当該事業の正常な経営に支障をきたさないよう、特に保護措置を講ずるよう配慮す

昭和四十四年十二月二日 参議院会議録追録 審査報告書(第三号参照)

ること。

二、不況にあえぐ真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者に対し、制度金融ならびに系統金融の積極的活用を図り、その融資の円滑化に資すること。

三、真珠養殖漁業協同組合の整備および真珠養殖等調整組合の事業の円滑化に関し、指導・援助等所要の措置を講ずるよう検討すること。

四、沿岸漁業等の振興のため、浅海漁場の開発ならびに再開発事業の早期着工に努めること。

右決議する。

審査報告書

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

農林水産委員長 任田 新治
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、開拓者の有する負債がその営業の振興を阻害している現状を打開するため、開拓者等に対する政府の貸付金の償還条件の緩和、徴収の停止等の措置を講ずるとともに、その貸付金債権の管理の適正化に資するため、開拓者資金融通特別会計を廃止して、当該特別会計に属する権利義務を農林漁業金融公庫に承継させる等の措置を講じて、開拓者の営業の振興を図り開拓農家を円滑に一般農政へ移行させていこうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法律案に伴う経費として、昭和四十四年度

一般会計予算に百六万六千円が計上されてい

附帯決議

政府は、本法の施行にあつて、開拓者に対する負債対策に遺憾なきを期し、営業振興の推進を図り、一般農政への移行を円滑にするため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、特定開拓者、特別緩和対象開拓者及び徴収停止対象者についての基準については、開拓者の実情と一般国民生活との調和を十分考慮してその運用にあたること。

二、開拓者資金に係る貸付条件の変更契約の締結に必要な保証人の保証その他の担保を徴するにあつては、開拓者の実情を十分勘案して措置すること。

三、一般系統資金等に係る固定化負債が十分解消されるようにするため、自作農維持資金による借換措置について、貸付事由の拡大、貸付限度額の引上げ等を図るとともに、その貸付けにあつては、円滑な取扱いがなされるよう措置すること。

四、農林漁業金融公庫資金等の制度資金に係る固定化負債についても、開拓者資金の条件緩和措置に準じて措置すること。

五、今後における開拓者の資金融通を確保するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等の活用を図るとともに、開拓融資保証制度の拡充に努めること。

六、開拓農協の実情に応じ、その整備強化等の対策を講ずること。

七、開拓道路の整備その他の開拓事業の速かな完遂を期するとともに、開拓管農総合調整事業の実施等を通じて農業構造改善事業その他の農業振興対策が開拓地域の実情に即して円滑かつ総合的に実施されるよう万全を期すること。

右決議する。

審査報告書

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るために、これらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引き下げ、短期循環的に離職者を発生させる事業からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なうものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案に要する経費として、昭和四十四年度失業保険特別会計予算に二千三百八億八千六百五十万一千円が計上されている。

審査報告書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者五人未満の事業所に雇用される労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうこと等に即応して、労働保険の事業の効率的な運営を図るために、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関して必要な事項を定めるものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案に伴い、昭和四十五年度以降労働保険の保険料徴収の一元化実施のための経費が必要となる。

審査報告書

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の規定の一部及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴い必要な経過措置を定め、あわせて関係法律の規定を整備するものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国民年金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の老齡化傾向とにかんがみ、拠出制年金について、その額を引き上げ、高齢者の任意加入の途を再び開くほか、所得比例制を採用し、国民年金基金制度を設ける等制度全般にわたつて改善を加えるとともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等年金による所得保障の充実強化を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約二十四億六千六百万円が計上されている。

審査報告書

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の老齡化傾向とにかんがみ、厚生年金保険及び船員保険の給付額を引き上げるとともに、老齡年金の支給範囲を拡大す

る等両制度について改善を加え、被保険者に対する年金による所得保障の充実を図らうとするものであり、また、衆議院において、在職老齡年金の対象者の範囲、保険料率、更に旧陸軍共済等の定額部分の計算基礎等について修正が行なわれており、妥当な措置と認める。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約二十億円が計上されている。右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約七億五千四百万円が計上されている。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給対象児童の福祉の向上を図るため手当額を引き上げるとともに、所得による支給の制限に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約七億五千四百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について努力すべきである。
一、所得制限要件を緩和すること。
一、父母の死別、生別を問わず、母子家庭の援護

に差別をつけないようにすること。
一、包括的な児童手当制度は、昭和四十五年から実施できるよう特段の努力を払うこと。
右決議する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船員保険における失業保険金の受給者の福祉の向上を図るため、配偶者等に係る加給金及び失業の認定に関する規定を整備する等のものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度特別会計予算に七百万円が計上されている。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、心身障害者の福祉の増進を図るため、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保障する事業

を社会福祉事業振興会に行なわせるものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について努力すべきである。
一、社会福祉施設が著しく不足している現状にかんがみ、国庫補助及び社会福祉事業振興会の貸付原資のわくを大幅に増額すること。
一、社会福祉施設職員の定員の増加並びにその養成確保及び処遇の改善をはかるため積極的施策を講ずること。
一、とくに保育所の設置については、国庫からの財政的援助を一層強化し、児童の育成について特段の努力を払うこと。
一、自活能力なき心身障害児・者に対して、扶養者なき後は、公費による生活のできる年金を支給するよう検討すること。
右決議する。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約三千六百万円が計上されている。

要領書

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

社会労働委員長 吉田忠三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員の給与改定に準じて

昭和四十四年十二月二日 参議院會議録追録 審査報告書(第三号参照)

行なう地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与するため、昭和四十四年度に限り、地方交付税の総額に二百億円を加算するとともに、普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて、昭和四十五年度分の地方交付税の総額の特例を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、交付税及び譲与税配付金特別会計において、昭和四十四年度に二百億円の借入れができることとなつてゐる。

附帯決議
政府は、国家公務員に準じて実施される地方公務員の給与改定に關しては、人事院勧告の趣旨を尊重し、その完全なる実施と、実施に必要な財源について充分なる措置を講ずべきである。

審査報告書
昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に關する法律等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和四十三年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、

地方行政委員長 内藤登三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

に、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員に係る年金の額の改定措置に準じて改定するほか、掛金及び給付の算定の基礎となつてゐる給料の最高限度額の引上げ、増加退職料等の受給権の基礎となつた期間及び外国政府の雇用人期間等の組合員期間への通算等の措置を講ずるものであつて、妥当なものと認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一、地方公務員共済組合の短期給付にかかる組合員の負担を軽減するため、国の財源措置によつて、組合員の掛金率が一定限度をこえないよう措置すること。
二、遺族給付を受ける遺族の範囲については、実情に即して、すみやかに是正措置を講ずること。
三、退職年金等のスライド制については、最近の物価、賃金等の上昇状況にかんがみ、早急に実現を図るよう措置すること。
四、退職年金等の算定の基準となる退職年金条例の給料年額の算定方法については、その緩和措置の実現に努力すること。
五、年金制度施行前における市町村の吏員及び雇用人であつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いていないものについても、すみやかに退職年金額の算定の基礎となる職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。
六、短期給付制度を適用しない共済組合及び団体共済組合についても福祉事業を行ないうるよう措置すること。
七、住宅供給公社の職員について、団体共済組合

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和四十三年六月二十六日本土に復帰した小笠原諸島について、その特殊事情にかんがみ、総合的な復興計画を策定し、これに基づき事業を実施するための特別な措置等を講ずることにより、旧島民の帰島の促進及び急速な復興を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
昭和四十四年度の小笠原諸島復興事業費の国庫負担分として六億二千四百九十二万五千円が昭和四十四年度予算に計上されている。

制度の適用を検討すること。
右決議する。

審査報告書

小笠原諸島復興特別措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日
地方行政委員長 内藤登三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和四十三年六月二十六日本土に復帰した小笠原諸島について、その特殊事情にかんがみ、総合的な復興計画を策定し、これに基づき事業を実施するための特別な措置等を講ずることにより、旧島民の帰島の促進及び急速な復興を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
昭和四十四年度の小笠原諸島復興事業費の国庫負担分として六億二千四百九十二万五千円が昭和四十四年度予算に計上されている。

附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意し、小笠原諸島の復興、開発に遺憾なきを期すべきである。
一、復興計画の策定にあつては、東京都とつねに緊密な連絡をとり、その基本構想に齟齬のないよう努めること。
二、土地利用計画の策定並びに土地に關する権利關係の確定を早急に行なうこと。
三、復興事業については、国の負担割合、補助割合の引上げ等、国の十分な予算措置を講ずると

ともに、補助単価等についても、資材、労務等を遠距離輸送に頼らざるをえない特殊事情を考慮し、超過負担を生ずることのないよう十分配慮すること。

四、帰島する旧島民の生活の再建のため必要とする住宅資金、事業資金等について、長期低利の特別の融資措置を講ずること。
五、自治大臣の指揮監督権の行使については、地方自治の本旨をそこなうことないよう慎重に配慮すること。

右決議する。

審査報告書

沖繩における産業の振興開発等に資するため琉球政府に対する米穀の売渡しの特別措置に關する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日
沖繩及び北方問題に關する特別委員長 山本茂一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、政府が沖繩に對する経済援助の一環として琉球政府に對し米穀を特別の条件により売渡すことができる旨の特別措置を講じて、沖繩における産業の振興開発等に要する資金の財源の確保に充てようとするものであつて、妥當な措置と認める。

二、費用
なお、別紙の附帯決議を行なつた。
売渡し数量一万吨につき食糧管理特別会計に概算六億五千万円の損失が見込まれるが、この損失は一般会計から補てんされる予定であ

る。

附帯決議

政府は、沖繩における産業経済の近代化及び合理化に寄与できるよう本法の積極的な運用を期するとともに、とくに左記事項の実現を図るべきである。

一、米穀の売渡し量の決定にあつては、本法にかかる産業の振興開発等に関する計画を勘案し、できるだけ琉球政府の希望にそつと努力すること。

二、本法による援助とは別に、沖繩に対する従来からの財政援助を強化し、もつて沖繩の社会経済の円滑な発展に資すること。

審査報告書

一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員の俸給月額を改定するとともに、扶養手当、通勤手当、初任給調整手当、期末手当の改善等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、五百六億七千万円である。

審査報告書

昭和四十四年十二月二日 参議院会議録追録

審査報告書(第三号参照)

特別職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員との給与改定に伴い、特別職の職員との俸給月額を改定するとともに、委員会の常勤委員および非常勤委員の月額手当の支給限度額の改定等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、九千三百万円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額、防衛大学校の学生の学生手当および管外手当等を改定するとともに、自衛官等の退職手当の算定に関する特例を昭和四十年八月三十一日以前に退職した者にも適用する等の改定を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、二百十四億二百万円である。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給年額及び扶助料を、昭和四十年十月改定時の年額の四十四・八%増の額に改定する等の措置を講ずるとともに、特別項症の特例扶助料の支給条件の緩和、長期在職者の普通恩給及び扶助料の最低保障額の引上げ、傷病者に給されている加算恩給の特例措置の新設、扶養家族加給額等の引上げ、未帰還公務員の退職時期の制限の廃止、旧軍人の長期在職者の仮定俸給の格付けの是正等の措置を講じ、あわせて症状等差の査定基準を改善しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、六十七億三千六百万円である。

附帯決議

政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。

一、恩給法第二条の二の調整規定については、本規定制度の趣旨にかんがみ、速やかにその制度化を図ること。

二、ハンセン氏病については、その病状の特殊性

にかんがみ症項の査定につき特別の配慮を加えること。

三、普通恩給年額の最低保障額については、今回引上げられたが、なおその引上げについて検討すること。

四、傷病恩給症状等差調査会の報告において、外傷等による各種機能障害の査定基準について改善を指摘された点については、速やかにその是正を図ること。

五、旧満州拓植公社等の在外国策機関および在外国策会社の職員期間と公務員期間との通算措置を図ること。

審査報告書

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法および現行の国家公務員共済組合法に基づく既裁定の年金額および最低保障額を恩給法等の改正に準じて改定するとともに、掛金および給付の算定の基礎となつてゐる俸給の最高限度額の引上げ、増加恩給受給権者および外国政府等の期間を有する者の通算措置の改善等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十四年十二月二日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法および現行の国家公務員共済組合法に基づく既裁定の年金額および最低保障額を恩給法等の改正に準じて改定するとともに、掛金および給付の算定の基礎となつてゐる俸給の最高限度額の引上げ、増加恩給受給権者および外国政府等の期間を有する者の通算措置の改善等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

昭和四十四年十二月二日 参議院会議録追録 審査報告書(第三号参照)

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

要領書

一、費用
 本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、一億五千九百万円である。

附帯決議

政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。
 一、共済年金の調整規定については、本規定制定の趣旨にかんがみ、速やかにその制度化を図ること。
 二、制度改正等に伴う共済組合の給付に要する費用の負担については、組合員の負担が過重にならないよう配慮すること。
 一、療養の給付については、組合員が退職後一定期間内に発病した場合にも適用しうるよう配慮すること。
 四、外国政府等の職員期間の通算は更新組合員に限られているが、終戦当時捕虜として外地に抑留または留用され、新法施行後に帰国した公務員、公企体職員に就職した者についても通算措置の実現に努めること。
 右決議する。

の遺族に支給されている旧国家公務員共済組合法および公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定の年金額および最低保障額を恩給法等の改正に準じて改定するとともに、外国政府等の期間を有する者の通算措置の改善等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。
 なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用

一、費用
 本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、十九億六千六百万円であつて、公共企業体が負担する。

附帯決議

政府は、次の諸点につき検討の上善処すべきである。
 一、共済年金の調整規定については、本規定制定の趣旨にかんがみ、速やかにその制度化を図ること。
 二、制度改正等に伴う共済組合の給付に要する費用の負担については、組合員の負担が過重にならないよう配慮すること。
 三、療養の給付については、組合員が退職後一定期間内に発病した場合にも適用しうるよう配慮すること。
 四、外国政府等の職員期間の通算は更新組合員に限られているが、終戦当時捕虜として外地に抑留または留用され、新法施行後に帰国し公務員、公企体職員に就職した者についても通算措置の実現に努めること。
 右決議する。

審査報告書
 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案
 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 昭和四十四年十二月二日
 法務委員長 小平 芳平
 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書
 一、委員会の決定の理由
 本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して裁判官の報酬等を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
 一、費用
 本法律施行に伴い、昭和四十四年度に必要な経費は、約五億五千万円である。

一、費用
 本法律施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に約三千四百万円が計上されている。
 附帯決議
 政府は、公害の予防及び除去に関する総合対策を強力に推進することが、先決であることに充分留意するとともに、公害に係る被害の救済については、公害被害者の立場に立つて、救済制度を一層整備充実するより、次の事項の実現に努力すべきである。
 一、公害に係る健康被害の救済は、医療費等の支給に止まらず、今度すみやかに葬祭料等をも含めた救済内容の拡大を図ること。
 二、医療費等の支給については、所得制限その他の制限が存することは、議論のあることにかんがみ、公害救済の本旨に立つて、従来の救済に関する行政的措置を基礎とし、実態に即した運用を図ること。
 三、費用の支弁に関する事業者の拠出については、公害に関する事業者の責務にかんがみ、今後これが運営については適切な措置を講ずること。
 四、公害に係る物的被害の救済制度及び生活保障について、具体的措置を前向きに検討すること。

審査報告書

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 昭和四十四年十二月二日
 内閣委員長 八田 一朗
 参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 昭和四十四年十二月二日
 法務委員長 小平 芳平

審査報告書

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案
 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
 昭和四十四年十二月二日
 産業公害及び交通 対策特別委員長 瀬谷 英行

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、三公社職員であつた者またはそ

右決議する。

審査報告書

国會議員互助年金法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年十二月二日

議院運営委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十七年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した国會議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金の年額等について所要の是正を行ない、あわせて国會議員の期末手当の支給期等について所要の改正を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、特に費用を要しない。

昭和四十四年十二月二日 参議院會議録追録

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)